

令和8年3月16日

市内地域包括支援センター 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様

介護保険課長

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメント A）に  
係る様式の運用の変更について（通知）

川西市では介護予防ケアマネジメントにおける介護予防サービス計画書について、一部省略を可能としてきましたが、厚生労働省より様式中の項目の省略は不可とされていることを確認したため、下記のとおり運用を変更します。

## 記

### 1. 変更内容

介護予防サービス計画書において、これまで他の項目と重複する場合に可能としていた一部項目の記載省略を、今後は運用を認めないものとします。

### 2. 対象範囲

介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメント A）の両方

### 3. 新たな運用の適用時期

令和8（2026）年4月1日以降に作成するプランから適用

### 4. 経過措置および留意事項

作成・同意済みの扱い： 令和8年4月1日以降に開始するプランであっても、令和8年3月31日までに作成・利用者同意を得ているものは、旧運用（一部省略あり）のままで差し支えありません

順次切り替え： 令和8年3月31日時点で有効なプランについては、次回の「更新」または「変更」により再作成するタイミングで、省略を廃止した新運用を適用してください